

## 届出が必要な加算等及び添付書類(夜間対応型訪問介護)

- ・加算の算定要件については、厚生労働省告示等に示されていますので、各自で確認してください。
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-2)及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3)の他に以下の添付書類を提出してください。
- ・この表に記載されている添付書類以外にも、書類の提出を求めることがあります。

サービス名	届出が必要な加算等	添付書類	※既存算定事業所に係る令和6年4月以降取扱い
夜間対応型訪問介護	I型		新たな届出がない場合は「1・減算型」とみなす。
	II型		
	高齢者虐待防止措置実施の有無		
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)		
	24時間通報対応加算	・24時間通報対応加算に係る届出書(別紙43)	
	認知症専門ケア加算	・認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙12)	
	サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14)	
	介護職員処遇改善加算	提出書類については、下記のホームページをご確認ください。  ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 高齢福祉・介護保険 > 介護事業者のみなさまへ > 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について URL: <a href="http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/syogukaizenpage.html">http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/syogukaizenpage.html</a>	
	割引	・地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について(別紙5-2)	
	LIFEへの登録		